

民間賃貸住宅の単身ご高齢の方、家主・不動産団体のみなさまへ



単身高齢者の
入居に伴う

残存家財の整理費等の 保険料を助成します

新宿区では、家主の方が高齢者の入居受け入れの際に抱える入居者死亡への不安を取り除くため、残存家財整理費用等をカバーする保険費用を助成します。

◆ 主な条件

本助成制度のご利用にかかる主な条件は以下のとおりです。詳しくは下記の担当までお問い合わせください。

1 1 ご申請いただける方

次に掲げる方を対象とする入居者死亡保険料を支払う家主、不動産会社または入居者

- ・民間賃貸住宅に入居する60歳以上の単身世帯の新規入居者
- ・住宅セーフティネット法上の登録住宅に入居している60歳以上の単身世帯の方

2 2 助成金額と助成期間

1住戸あたり年額上限6,000円で最長10年間

3 3 助成対象の主な保険商品

- ・入居者死亡保険
 - ・火災（家財）保険のうち、残存家財整理費用等をカバーする部分の保険料
- ※ 残存家財整理費用等の保険料の内訳が分からない場合も助成対象となります。

4 4 申請期間

随時受け付けております。申請期限は、保険料の助成を受ける資格を備えた日から1年間となりますが、詳しくはお問い合わせください。

5 5 主な必要な書類

- ・保険証券
- ・保険料の支払を証するもの（領収書等）
- ・60歳以上単身者の入居を証するもの（賃貸借契約書の写し等）

6 6 その他

家賃等債務保証料への助成制度（入居から最長10年間）を実施しております。併せてご利用ください。

【例】保険料7千円の場合

区の助成 6,000円

申請者負担
1,000円

◆ 入居者死亡保険について（お問い合わせ先など）

1 1 家主の方

火災保険の特約で追加される商品がありますので、まずは加入済みの保険会社に直接お問い合わせください。

2 2 民間賃貸住宅へ入居される方

入居の際に加入する火災（家財）保険の特約で追加される商品があります。入居を申し込まれた不動産店へ直接お問い合わせください。

3 3 少額短期保険会社の入居者死亡保険

残存家財整理費用等の補償を主目的とした単独保険商品があります。

【問い合わせ先】

新宿区都市計画部住宅課居住支援係

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

☎03-5273-3567